

インドネシア 関税制度「対日輸入適用税率」詳細

1. 日本インドネシア経済連携協定 (IJEPA)	
(1) 輸入関税率の減免スケジュール.....	1
(2) 2017年以降の輸入関税率.....	1
(3) 特定用途免税制度 (USDFS)	1
(4) USDFS を通じた特別便宜の利用が可能な工業分野.....	2
(5) USDFS 便宜の申請・取得手順および輸入手順.....	2
(6) 生鮮バナナ、生鮮パイナップルの輸出手順.....	3
(7) インドネシア産品輸出のための原産地証明書.....	4
2. ASEAN日本包括的経済連携 (AJCEP)	4

1. 日本インドネシア経済連携協定 (IJEPA)

(1) 輸入関税率の減免スケジュール

(2008年6月30日付財務大臣規定2008年第94号 (No. 94/PMK. 011/2008))

品目分類により、①関税率がEPA発効と同時に撤廃される品目、②段階的（4段階、6段階、8段階、11段階、16段階）に関税率が0%まで引き下げられる品目、③不均衡に関税率が引き下げられる品目、④MFN（最恵国待遇）関税率が適用される品目、に分けられている。詳細は関税総局ウェブサイトの法令のページ（Direktorat Jenderal Bea dan Cukai Regulasi、<https://www.beacukai.go.id/arsip/lip/regulasi.html>）で確認できる。

(2) 2017年以降の輸入関税率

(2017年2月27日付財務大臣規定2017年第30号 (No. 30/PMK. 010/2017、2017年5月12日財務大臣規定2017年第63号 (No. 63/PMK. 010/2017で変更))

2017年版HSコード、ASEAN統一関税品目分類コード (AHTN) の導入に伴い関税率表を更改した。対象品目は10,813品目。詳細は関税総局ウェブサイトの法令ページ

(Direktorat Jenderal Bea dan Cukai Regulasi、<https://www.beacukai.go.id/arsip/lip/regulasi.html>) で確認できる。

輸入には日本からの原産地証明書（フォームIJEPA）の添付が必要。2023年5月1日より原産地証明書の日本～インドネシア間のデータ交換が始まり、原産地証明書はその発行システムから相手国の税関に直接送信される。従来のように発行機関の窓口で原産地証明書を受け取り、それを輸入者へ郵送する手間が不要になった。

(3) 特定用途免税制度 (USDFS)

(2017年2月27日付財務大臣規定2017年第31号 (No. 31/PMK. 010/2017))

自動車・部品、スチールロール、電気・電子部品、鉱業、採掘、建設用機械等を対象に

した免税制度。関税率が0%になる品目として、2012年関税率表の8桁のHSコードで251+12品目が挙げられている。詳細は関税総局ウェブサイトの法令ページ（Direktorat Jenderal Bea dan Cukai Regulasi、<https://www.beacukai.go.id/arsip/lip/regulasi.html>）で確認できる。

同制度を利用する場合は、工業大臣指定のサーベイヤーの検査を受けてUSDFS 工業検査証明書（SKVI-USDFS）の発行を受け、利用者としての認定を得た上で、財務省関税総局長に申請してUSDFS 便宜についての財務大臣決定を受ける必要がある。

<工業大臣指定サーベイヤー>

2008年7月1日付工業大臣規定2008年第44号（No. 44/M-IND/PER/7/2008）にて、国営PT. SURVEYOR INDONESIAが指定されている。また、USDFS便宜にはサーベイヤーが発行するUSDFS工業検査証明書を添付する必要があり、1年間の輸入計画の記載も必要。USDFS便宜についての財務大臣決定は、原産地証明書（フォームIJEPA）と共に、輸入通関手続きにおいて必要となる。

(4) USDFSを通じた特別便宜の利用が可能な工業分野

(2023年1月2日付工業大臣規則2023年第2号)

USDFSを通じた特別便宜の利用が可能な工業分野として、以下の計22分野を指定。

① 自動車およびその部品 7分野

事業分類コード（KBLI）：29101、29200、29300、30911、30912、27900、28140

② 電気・電子およびその部品 6分野

KBLI：27510、27520、26410、26420、26490、27900

③ 重機・建機 1分野

・ 鉱業、採掘、建設用機械産業（KBLI 28240）

④ エネルギー補助 6分野

KBLI：28111、27112、27113、27120、25120、43223

⑤ 工業サービス 1分野

・ さまざまな金属製品と金属特別作業のための工業サービス（KBLI 25920）

⑥ スチールローリング（KBLI 24102）1分野

詳細は、工業省のウェブサイトの法令ページ（Kementerian Perindustrian Jarinagan Dokumentasi dan Informasi Hukum、<http://jdih.kemenperin.go.id/>）で確認できる。

(5) USDFS 便宜の申請・取得手順および輸入手順

(2008年6月30日付財務省関税総局長規定2008年第9号（No. P-09/BC/2008））

①申請手順

利用者は以下を添付して通関技術局長宛てに申請。通関技術局長の審査を経て、USDFS 関税率の使用についての財務大臣決定を受ける。

- ・ 納税者番号（NPWP）
- ・ 通関基本番号（NIK）
- ・ 指定サーベイヤー発行のUSDFS工業検査証明書（SKVI-USDFS）

(1年間の輸入計画など記載)

②輸入通関手順

- ・ 輸入申告書に通常の輸入通関書類のほか、以下を添付する：
- ・ ①の財務大臣決定（写）
- ・ 原産地証明書（フォームIJEPA）
- ・ SKVI-USDFS（写）

③輸入申告書の記載内容

- ・ 関税率レファレンス便宜コード
- ・ ①の財務大臣決定番号
- ・ 原産地証明書のレファレンス番号
- ・ 品目分類番号とUSDFSにおける関税率

輸入品の数量・種類・仕様が①の財務大臣決定の記載と異なる場合、量の超過分や種類の異なる品には一般関税率が課される。ただし、その輸入品の種類が日本インドネシアEPAの対象品の場合はEPAの関税率が課される。

また、SKVI-USDFS については、2008年5月15日付工業大臣規定2008年第27号（No. 27/M-IND/PER/5/2008）に従うよう規定されている。同規定は、輸入関税の減免措置を利用しようとする事業者に工業検査証明書（Surat Keterangan Verifikasi Industri）の取得を義務付けるもので、工業検査証明書は財務省関税総局長に関税便宜を申請する際に提出が必要であること、サーベイヤーによる検査は初期検査、生産検査、最終検査の3段階にて行われること、検査料は輸入価額の最高1%で製造輸入業者が負担すること等が定められている。

なお、検査指針として2014年6月19日付で工業省製造業基礎総局長規定2014年第12号（No. 12/BIM/PER/6/2014）および第13号（No. 13/BIM/PER/6/2014）がある。工業省ウェブサイトの法令のページ（Kementerian Perindustrian Biro Hukum & Organisasi Daftar Peraturan Menteri Perindustrian、<http://jdih.kemenperin.go.id/>）で確認できる。

(6) 生鮮バナナ、生鮮パイナップルの輸出手順

（2008年6月27日付商業大臣規定2008年第24号（No. 24/M-DAG/PER/6/2008）、2015年5月20日付商業大臣規定第36号（No. 36/M-DAG/PER/5/2015）で変更）

輸出は割当て制で実施され、生鮮バナナ（HSコードex. 0803. 90. 00. 00）の割当て量は年1千トン、生鮮パイナップル（同ex. 0804. 30. 00. 00）は年300トン。

割当てを受けようとする輸出業者は事業許可（SIUP）、商業省の会社登録証（TDP）、納税者番号（NPWP）、日本側との輸出契約の写を添付して、商業省国際貿易総局長宛に申請する。また、船積みごとに国際貿易総局長宛で申請して割当て証明書の発行を受ける。

(7) インドネシア産品輸出のための原産地証明書

(2023年6月26日付商業大臣規定2023年第20号)

日本インドネシア包括的経済連携協定に基づきインドネシア原産品輸出する際に必要な原産地証明書の申請は、インドネシア商業省の原産地証明のためのサイト

(ska.kemendag.go.id.) を通じて申請する。原産地規則と原産地証明発行規則については、商業省のウェブサイトの法令ページ (Kementerian Perdagangan Jarinagan Dokumentasi dan Informasi Hukum, <https://jdih.kemendag.go.id/peraturan>) で確認できる。

2022年11月の合同委員会で承認された日本インドネシア包括的経済連携協定運用上の手続規則の修正を反映し、原産地証明書の日本～インドネシア間のデータ交換が始まっており、原産地証明書はその発行システムから相手国の税関に直接送信される (2023年4月28日財務大臣規定2023年第47号)。

2. ASEAN日本包括的経済連携 (AJCEP)

2018年3月にインドネシアが批准手続きを済ませて発効。2022年3月30日付財務大臣規定2022年第48号 (No. 48/PMK. 010/2022、2022年5月31日付財務大臣規定2022年第90号

(No. 90/PMK. 010/2022) で変更) にて2022、23、24の各年と25年以降の関税率が規定されている。対象は10,813品目。詳細は財務省のウェブサイトの法令ページ

(Kementerian Keuangan Jaringan Dokumentasi dan Informasi Hukum, <https://jdih.kemenkeu.go.id/in/dokumen/peraturan?bentuk=20&publikasi=umum>) で確認できる。

以上